東京特殊電線株式会社

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要

当社取締役会は、東京証券取引所の定める「コーポレートガバナンス・コード」に基づき、取締役会の実効性を高め、取締役会の機能向上を図ることを目的とし、取締役会の実効性に関する評価を実施いたしましたので、その結果の概要について下記のとおりお知らせいたします。

1. 評価方法

すべての取締役および監査役(計12名)を対象に、無記名式アンケート(複数選択肢による択一回答及び意見欄を設定)を実施しました。その回答結果を踏まえ、取締役会において監査役を含む全員で議論を行い、取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。

(質問票の項目)

- I 取締役会の構成に関する質問(構成人数、多様性、社外取締役の人数・割合等)
- Ⅱ 取締役会の運営に関する質問(開催頻度、情報提供、議論の活発度、会議の雰囲気等)
- Ⅲ 取締役会の議題に関する質問(議題の選定・提案時期、審議時間、ガバナンス・リスク等)
- IV 取締役会を支える体制に関する質問(情報入手機会確保、取締役の研修等)

2. 評価結果

当社取締役会は、上記質問票項目 I からIVについて総じて取締役会の実効性が確保されていると評価いたしました。なお、取締役会の構成の多様性の確保及び中期経営計画に関する議論の充実については、引き続き、改善、充実化が必要であると評価しました。

3. 今後の対応

当社取締役会は、上記分析・結果を踏まえて、取締役会の構成の多様性確保について検討を進めてまいります。また、今後の成長に向け中期経営計画の達成に向けた議論を一層充実させること等により取締役会の実効性向上に努めてまいります。

なお、取締役会の構成に関しては、コーポレートガバナンスの更なる充実化を図る目的から、 2020年6月25日開催予定の当社第102期定時株主総会において、必要な定款変更等について承 認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

以上